金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 9 月 20 日午後 1 時 30 分から令和元年第 9 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 9 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 10 番委員	小　野　ま　り　子
第 2 番委員	石　　田　　一	第 11 番委員	那　須　　正　昭
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 12 番委員	菊　地　成　壽
第 5 番委員	松　本　義　文		
第 6 番委員	千　田　眞　一		
第 8 番委員	菊　地　重　治		

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第9回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、9名であります。
　3番小嶋教三委員、7番名和和弘委員からの欠席の届出があります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には10番小野まり子委員、11番那須正昭委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
　議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
　―――全員挙手―――
議　　長　　挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議　　長　　日程第5、議案第2号　農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号１番の案件について２番石田一委員より報告願います。

第２番委員　２番　石田です。9 月 17 日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[redacted]が、事業用宅地分譲地を造成するため、農地所有者である[redacted]さんから売買により田を取得し、転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。また、申請地に隣接する農地はなく、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議長　番号２番の案件について４番高橋正則委員より報告願います。

第４番委員　４番　高橋です。9 月 17 日午前、南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[redacted]が、宅地分譲地を造成するため、農地所有者である[redacted]さんから売買により田を取得し、転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準ですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。また、本案件は先月の農業委員会において転用が承認された宅地分譲地造成の案件と同一事業ですが、農地所有者が遠方のため申請書類作成等に時間がかかったために今月の申請となったとのことです。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金により準備していることを確認しております。また、申請地に隣接する水路の箇所には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議長　挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長　日程第 6、議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局説明を求めます。

事務局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議長　説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませ

んか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第９回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　13 時 50 分